

行政相談マスコット  
キクーン令和4年7月20日  
東北管区行政評価局

## 高速道路上の給油を促す案内表示に関する改善要望 ～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん等～

総務省東北管区行政評価局は、高速道路に付設されている最終給油所<sup>(注1)</sup>のうち、当該高速道路（有料区間）に接続する高速道路（有料又は無料区間）には給油所がないことがあらかじめ案内されていないものについて、最終給油所であり、それ以降の高速道路には給油所がないことを周知することなどについて、あっせん及び参考連絡を行いました。

このあっせん及び参考連絡は、行政相談を基に、東北管区行政評価局行政苦情救済推進会議<sup>(注2)</sup>の意見を踏まえたものです。

(注)1 当該給油所以降の高速道路本線上又は接続する高速道路本線上に給油所がない給油所

- 2 東北管区行政評価局行政苦情救済推進会議は、行政に関する苦情事案への対応に民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立って、苦情の解決とともに、苦情の原因である行政の制度・運営の改善を図ることを目的として開催

### 1 行政相談の要旨

#### (行政相談の要旨)

会津地方から磐越自動車道（以下「磐越道」という。）、東北自動車道（以下「東北道」という。）及び東北中央自動車道（以下「東北中央道」という。）を經由する道の中で、自動車で山形市内に向かっていた。燃料が減ってきたため、東北道下り線の吾妻パーキングエリア（以下「PA」という。）で給油することにし、同PAに入ると「山形方面最終GS」の看板が設置されていた。その後、東北中央道に入ると、「本線上に給油所なし」、「燃料切れ注意」の看板が設置されており、肝を冷やした。

東北中央道は、福島ジャンクション（以下「JCT」という。）料金所から米沢北インターチェンジ（以下「IC」という。）まで無料区間となっている。そのため、福島JCTで「本線上に給油所なし」などの看板を見てから、福島大笹生ICで、一旦、一般道に出て、給油してから再び高速道路に戻っても余計な費用は掛からないものの、給油所を探して、その後、高速道路に乗り直すまでの余計な時間が掛かってしまう。

PA内に案内看板があったとしても、PAを利用した者しか見ることができないし、東北中央道に入ってから本線上で給油所なしと案内されても手遅れであるので、PA手前に看板を設置し、給油を促すべきではないか。

## 2 調査結果

東北 6 県内の高速道路本線上における①最終給油所手前の高速道路上での給油を促す案内表示の有無、②燃料切れ車両の発生状況、③燃料切れ車両に関連する交通事故の発生状況等を調査

### ① 最終給油所手前の高速道路上での給油を促す案内表示の状況

東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）東北支社が管理する東北 6 県（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県及び福島県。以下同じ。）内における高速道路本線（有料区間）に付設されている最終給油所全 9 か所について、これら給油所の手前の本線上における給油を促す案内看板の設置状況を確認した結果、設置されているものが 3 か所、設置されていないものが 6 か所みられた。

NEXCO 東日本東北支社は、上記の 6 か所に給油を促す案内看板を設置していない理由について、次のとおりとしている。

○ これらの最終給油所がある高速道路（有料区間）に接続する高速道路は、宮城県道路公社が管理する有料区間を除き、東北地方整備局が管理する無料区間であり、料金等の制約なく自由に乗り降りができ、給油が必要な際は市中で給油が可能である。

○ このような状況において、高速道路上で最終給油所の案内を行うことは、給油所の選択（高速道路内又は市中）に関する公平性を欠くおそれがある。

また、東北地方整備局福島河川国道事務所は、東北中央道下り線の福島 JCT に、「本線上に給油所なし」、「燃料切れ注意」の看板を設置しているが、その他の東北地方整備局が管理する高速道路上には給油を促す案内表示を整備していない。

福島 JCT に当該看板を設置している理由は、IC 間の距離が 26.6km あることや、同区間には暫定 2 車線（片側 1 車線）の延長 9km に及ぶ長大な栗子トンネルがあることから、同トンネル内で燃料切れ車両が発生し、それに起因する交通事故が発生すると、多重事故等の重大事故につながるなど社会的影響が大きくなるリスクが想定されるためとしている。

### ② 最終給油所がある高速道路に接続する高速道路上での燃料切れ車両の発生状況

最終給油所のある高速道路に接続する東北地方整備局及び宮城県道路公社が管理する高速道路（無料及び有料区間）上で、平成 30 年度から令和 3 年度上期までに、268 件の燃料切れ車両が発生。このうち、栗子トンネルがある区間で 21 件が発生し、うち 8 件は栗子トンネル内で発生している。

### ③ 東北 6 県内の高速道路上での燃料切れ車両に関連する交通事故の発生状況

平成 30 年度から令和 3 年度上期までに燃料切れ車両に関連する交通事故が 5 件発生（NEXCO 東日本東北支社調べ）。これらは全て燃料切れ車両に後続車両が接触した事故である。

### 3 行政苦情救済推進会議の主な意見

- ① 給油は自己責任ではないかと思われるが、東北6県内の高速道路全体で1日1件程度の燃料切れが発生しており、それに起因する通行止めもある。燃料切れ車両の発生による事故や通行止めを防止するよう、注意喚起できるのであれば、すべきではないか。
- ② 実際に、東北中央道の栗子トンネル内で燃料切れ車両とそれに起因する通行止めが発生しているので、東北地方整備局が管理している高速道路（無料区間）では、ICで自由に乗り降りし、一般道で給油できるということが伝わっていないのではないか。
- ③ 東北中央道の栗子トンネルのように暫定2車線（片側1車線）の長大なトンネルにおいては、燃料切れ車両が発生した場合、多重事故などの重大事故につながるなどし、社会的影響が大きくなるリスクが想定されることから、このような燃料切れによる危険性がより高い高速道路の手前の最終給油所については、早急な対策が必要ではないか。

### 4 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん等

- ◆ 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、当局は、以下の事項について、NEXCO 東日本東北支社及び東北地方整備局にあっせんするとともに、宮城県道路公社に参考連絡しました。

NEXCO 東日本東北支社及び東北地方整備局は、宮城県道路公社と連携して、高速道路上での燃料切れ車両の発生並びにそれに起因する通行止め及び交通事故を未然に防止する観点から、以下の対策の実施を検討する必要がある。

- ① NEXCO 東日本東北支社が管理する高速道路本線上の最終給油所9か所のうち、燃料切れ防止のための案内看板があらかじめ設置されていない6か所について、最終給油所であり、これらの最終給油所がある高速道路（有料区間）に接続する高速道路（有料又は無料区間）本線上には給油所がないことを周知すること。
- ② 最終給油所がある高速道路（有料区間）に接続する高速道路（有料又は無料区間）について、当該高速道路が区域内を通過する県及び市町村の協力を得るなどして、IC周辺の給油所の所在情報を把握し、利用者に周知すること。
- ③ 高速道路のIC間に、長大なトンネルや数多くのトンネルがあり、かつ、2車線（片側1車線）区間であるなど、燃料切れ車両が発生した際に、それに起因する通行止めや多重事故などの社会的影響が大きくなるリスクが想定される区間がある場合、当該区間がある高速道路に接続する高速道路上の最終給油所手前及び当該給油所以降の高速道路について燃料切れを防止するための案内表示の整備等を推進すること。

#### 【本件照会先】

東北管区行政評価局

首席行政相談官室 伊藤、佐々木、栗山

電話：022-262-7840

## 1 行政相談の要旨

先日、会津地方から磐越道、東北道及び東北中央道を経由する道のりで、自動車で山形県山形市内へ向かっていた。燃料が減ってきたため、東北道の吾妻 PA（下り。以下同じ。）で給油することにした。

吾妻 PA に入ると、給油所の手前に、「山形方面最終 GS」の看板が設置されていた。その後、再び東北道を北上し、福島 JCT から東北中央道に入ると、「本線上に給油所なし」、「燃料切れ注意」の看板が設置されており、肝を冷やした。

東北中央道は、福島 JCT 料金所から米沢北 IC まで無料区間となっている。そのため、福島 JCT で「本線上に給油所なし」、「燃料切れ注意」の看板を見てから、福島大笹生 IC で、一旦、一般道に出て、給油してから再び高速道路に戻っても余計な費用は掛からない。しかし、給油所を探して、その後、高速道路に乗り直すと余計な時間が掛かってしまう。

幸い、私は吾妻 PA で給油したが、同 PA 内に案内看板があったとしても、同 PA を利用した者しか見ることができないし、東北中央道に入ってから「本線上に給油所なし」、「燃料切れ注意」と案内されても手遅れである。本来、吾妻 PA の手前に、「山形方面最終給油所」等の看板を設置し、東北中央道に向かう車に給油を促すべきではないか。

## 2 制度の概要

### (1) 制度の概要

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 45 条第 1 項により、道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならないこととされている。また、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号。以下「標識令」という。）により、道路標識の種類、様式及び設置基準に関して必要な事項が定められている。

「最終給油所」等の案内看板は、標識令に定められた道路標識ではなく、NEXCO 東日本が、道路標識だけでは伝えることができない案内情報や警戒等の情報を伝達するため、独自に設置しているものである。

### (2) NEXCO 東日本東北支社における給油を促す案内看板の設置の考え方

NEXCO 東日本東北支社は、「最終給油所」等の給油を促す看板について、最終給油所から自社の管理する道路の終点までの距離が長く、本線で燃料切れ車両が発生した場合に通行止めや多重事故などの社会的影響が大きくなるリスクが想定される区間（暫定 2 車線区間等）に設置するなど、状況に応じて設置の判断をしている。

また、同支社は、最終給油所から自社の管理する道路の終点までが長距離であるかどうかについて、明確な基準はないが、ガス欠率が高くなるおおむね 150km を超える区間<sup>(注)</sup>を長距離と想定している。

(注) 国土交通省の公表資料によれば、平成 28 年 4 月現在、150km 超の区間では、100km 未満の区間と比べて、ガス欠率（ガス欠件数÷走行台キロ数）が約 1.8 倍（資料 1-2 参照）である。なお、この場合のガス欠とは、車両が燃料切れとなり、エンジンが停止することである。

### 3 本件に係る調査結果

#### (1) NEXCO 東日本東北支社が管理する東北 6 県内の高速道路における給油を促す案内看板の設置状況

NEXCO 東日本東北支社が管理する東北 6 県内における高速道路本線（有料区間）に付設されている最終給油所全 9 か所について、これらの給油所の手前の本線上における給油を促す案内看板の設置状況を確認した結果、設置されているものが 3 か所、設置されていないものが 6 か所みられた（資料 1-1 参照）。

NEXCO 東日本東北支社は、上記の 6 か所の最終給油所の手前の高速道路本線上に最終給油所であることを案内し給油を促す看板を設置していない理由について、これらの最終給油所がある高速道路（有料区間）に接続する高速道路は、宮城県道路公社が管理する有料区間（三陸沿岸道路（以下「三浴道」という。）のうち利府中 IC から鳴瀬奥松島 IC までの 18.3km。）を除き、東北地方整備局が管理する無料区間であり、料金等の制約なく自由に乗り降りができ、給油が必要な際は市中で給油ができるため、高速道路内で最終給油所の案内を行うことは、給油所の選択（高速道路内又は市中）に関する公平性を欠くおそれがあると考えているためとしている。

#### (2) 最終給油所以降の東北地方整備局等が管理する高速道路での給油を促す案内表示の整備状況

最終給油所のある高速道路（NEXCO 東日本東北支社が管理する有料区間）に接続する高速道路は、宮城県道路公社が管理する高速道路（利府中 IC から鳴瀬奥松島 IC までの三浴道（有料区間））を除き、東北地方整備局が管理する高速道路（無料区間）である。

最終給油所のある高速道路（有料区間）に接続し、最終給油所以降に位置する高速道路を管理する東北地方整備局及び宮城県道路公社における、高速道路での給油を促す案内表示の整備状況をみると、東北地方整備局福島河川国道事務所が管理する東北中央道下り線の福島 JCT には、「本線上に給油所なし」及び「燃料切れ注意」の看板が設置されているが、その他の高速道路には給油を促す案内表示が整備されていない。

東北中央道下り線の福島 JCT に給油を促す看板を設置した理由について、東北地方整備局は、東北中央道下り線<sup>(注)</sup>の福島大笹生 IC から米沢八幡原 IC までの区間は、当該区間の距離が 26.6km あることや、栗子トンネルという暫定 2 車線（片側 1 車線）の延長約 9km に及ぶ長大なトンネルがあることから、当該トンネル内で燃料切れ車両が発生し、それに起因する交通事故が発生した場合、燃料切れ車両の排除に時間を要することが想定されるほか、多重事故等の重大事故につながるなど社会

的影響が大きくなるリスクが想定されることからとしている。

(注) 東北地方整備局が給油を促す看板を設置している東北中央道下り線の本線上での燃料切れ車両の発生状況をみると、平成 30 年度から令和 3 年度上期までに計 21 件（うち栗子トンネル内 8 件）発生し、このうち 5 件（うち栗子トンネル内 3 件）は通行止めの措置が実施されている（当局分析結果）。

### (3) 調査対象機関<sup>(注)</sup>が管理する東北 6 県内の高速道路における燃料切れ車両の発生状況等（平成 30 年度～令和 3 年度上期）

調査対象機関が管理する東北 6 県内の高速道路における平成 30 年度から令和 3 年度上期までの燃料切れ車両の発生状況をみると、計 2,744 件が発生しており、このうち、最終給油所以降に位置し、東北地方整備局及び宮城県道路公社が管理する高速道路（無料及び有料区間）で発生したものが 268 件（9.8%）ある。

また、NEXCO 東日本東北支社及び東北地方整備局が平成 30 年度から令和 3 年度上期までに燃料切れ車両への対応措置として実施した通行止めは、18 件である。

(注) 3 機関：NEXCO 東日本東北支社、東北地方整備局及び宮城県道路公社

### (4) 燃料切れ車両の発生防止のための取組状況

#### ① NEXCO 東日本東北支社

NEXCO 東日本は、平成 28 年 4 月から、国土交通省と連携し、「高速道路上の給油所空白区間の解消に向けた路外給油サービス」の取組を行っている（資料 1-2 参照）。NEXCO 東日本東北支社は、この一環として、東北道下り線の十和田 IC において、一時退出による路外の給油所における給油の取組を実施している。

さらに、NEXCO 東日本東北支社は、ウェブサイト、広報誌、デジタルサイネージ<sup>(注)</sup>、休憩施設トイレや LED 表示機能付き自動販売機、本線上をまたぐ跨道橋（こどうきょう）への横断幕、関係機関と連携した交通安全キャンペーン活動などにより、燃料切れ車両の発生防止の啓発活動を行っている。

(注) デジタルサイネージとは、商業施設や駅、店頭などに設置される映像表示システムであり、いわゆる電子看板を指す。

#### ② 東北地方整備局

上記(2)のとおり、福島大笹生 IC の 1.4km 手前の福島 JCT において「本線上に給油所なし」及び「燃料切れ注意」の看板を設置し、燃料切れ車両の発生防止の注意喚起に取り組んでいる。

### (5) 調査対象機関が管理する東北 6 県内の高速道路における燃料切れ車両に関連する交通事故の発生状況（平成 30 年度～令和 3 年度上期）

NEXCO 東日本東北支社が管理する東北 6 県内の高速道路において、平成 30 年度に 3 件、令和 3 年度上期に 2 件の計 5 件、燃料切れ車両に起因する交通事故が発生し

ている（同支社調べ）。これら 5 件の交通事故は、全て、燃料切れ車両に後続車両が接触した事故である。

なお、当局において、インターネット上の新聞記事等から、全国における高速道路本線上での燃料切れ車両に起因する交通死亡事故の発生状況を確認したところ、過去 10 年間に 3 件の死亡事故が発生しており、うち 1 件は、平成 23 年 9 月に福島県郡山市内の磐越道下り線で発生している。

#### (6) 最終給油所以降の高速道路の管理者による IC 周辺の給油所の所在情報の把握状況

最終給油所のある高速道路に接続し、最終給油所以降に位置する高速道路を管理する東北地方整備局及び宮城県道路公社による IC 周辺の給油所の所在情報の把握状況は以下のとおりである。

- ① 東北地方整備局管内の 4 事務所（青森河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所及び福島河川国道事務所。以下同じ。）では、管理する高速道路（無料区間）の IC 周辺の給油所の所在情報を収集していない。

この理由について、同整備局は、4 事務所が管理している高速道路は、全区間無料であり、乗り降りが自由であることから、任意の給油所で給油できるためとしている。また、一般道の沿線に給油所が営業していることは広く認知されており、その所在の検索等について、誰もがすぐにできるものと思われるので、道路管理者が高速道路（無料区間）の IC 周辺の給油所の所在を把握する必要性は低いとしている。

- ② 宮城県道路公社は、管理する三沿道について、IC 周辺の給油所の有無や所在を把握しており、IC の料金収受員が給油所の場所を道路利用者に案内できる体制を組んでいる。

#### (7) 燃料切れ車両の発生を防止するための方策等に関する調査対象機関の意見

- ① NEXCO 東日本東北支社

NEXCO 東日本東北支社は、安全な走行に必要なサービス水準を確保するため、路外給油所の活用などによる燃料切れ車両の発生を防止する取組の推進や周知・広報などに引き続き取り組む必要があるとしている。

- ② 東北地方整備局

東北地方整備局は、東北中央道下り線の福島大笹生 IC から米沢八幡原 IC までの区間のような IC 間の距離が長く、燃料切れ車両の発生に起因する事故の発生などの社会的影響が大きくなるリスクが想定されるところについては、注意喚起を行っているとしている。

また、同整備局管内の 4 事務所が管理している高速道路は、IC 間の距離が短く、全区間無料であり、乗り降りが自由であることから、任意の給油所で給油できると考えており、併せて、IC 周辺の道の駅、飲食店、観光施設などの利用が促進さ

れることにより、地域の活性化の一助となることも期待しているとしている。

なお、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 75 条の 10 において、運転者の義務として、運転者が高速自動車国道等を運転しようとするときには燃料不足とならないようあらかじめ点検し、燃料不足により運転することができなくなることを防止する措置を講じなければならない旨定められているところであるが、利用者の安全・安心の確保という観点から、東北地方整備局としても燃料切れ車両の発生を防止する取組について、関係機関と連携して行っていく必要があるとしている。

### ③ 宮城県道路公社

宮城県道路公社は、三沿道における燃料切れ車両の発生を防止するため、同公社ホームページや春日 PA での周知、接続する道路の管理者である NEXCO 東日本や国土交通省、交通管理者である宮城県警察本部高速道路交通警察隊との合同イベントなどで、道路利用者に対して車両の燃料切れ防止の注意喚起を実施したいと考えているとしている。

## 4 行政苦情救済推進会議の主な意見

- ① 給油は自己責任の問題ではないかと思われるが、燃料切れ車両の発生状況を見ると、東北 6 県内の高速道路全体で 1 日に 1 件は発生しているようなので、何かしら注意喚起する対策を検討してはどうか。
- ② 燃料切れ車両が発生し、それに起因する通行止めもある。車両の燃料切れによる事故や通行止めを防止するよう、道路管理者が事前に注意喚起できるのであれば、すべきではないか。
- ③ 実際に、東北中央道の栗子トンネル内で燃料切れ車両とそれに起因する通行止めが発生しているので、東北地方整備局が管理している高速道路（無料区間）においては、IC で自由に乗り降りし、一般道で給油できるということが伝わっていないのではないか。
- ④ 東北地方整備局が管理している高速道路（無料区間）については、無料で一般道に降りることができるとか、地域の活性化になるとしているが、通行車両や運転者の身の安全を守るという視点からの危機意識が少し欠けているのではないか。
- ⑤ 東北中央道の栗子トンネルのように暫定 2 車線（片側 1 車線）の長大なトンネルにおいては、トンネル内で燃料切れ車両が発生した場合、多重事故などの重大事故につながるなどし、社会的影響が大きいことから、このような危険性がより高い高速道路の手前の最終給油所については、早急な対策が必要ではないか。
- ⑥ カーナビゲーションシステムで、最終給油所であることを情報提供できないか。

## 5 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた関係機関へのあっせん等

- ◆ 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、当局は、以下の事項について、NEXCO 東日本東北支社及び東北地方整備局にあっせんするとともに、宮城県道路公社に参考連絡しました。

NEXCO 東日本東北支社及び東北地方整備局は、宮城県道路公社と連携して、高速道路上での燃料切れ車両の発生並びにそれに起因する通行止め及び交通事故を未然に防止する観点から、以下の対策の実施を検討する必要がある。

- ① NEXCO 東日本東北支社が管理する高速道路本線上の最終給油所 9 か所のうち、燃料切れ防止のための案内看板があらかじめ設置されていない 6 か所について、最終給油所であり、これらの最終給油所がある高速道路（有料区間）に接続する高速道路（有料又は無料区間）本線上には給油所がないことを周知すること。
- ② 最終給油所がある高速道路（有料区間）に接続する高速道路（有料又は無料区間）について、当該高速道路が区域内を通過する県及び市町村の協力を得るなどして、IC 周辺の給油所の所在情報を把握し、利用者に周知すること。
- ③ 高速道路の IC 間に、長大なトンネルや数多くのトンネルがあり、かつ、2 車線（片側 1 車線）区間であるなど、燃料切れ車両が発生した際に、それに起因する通行止めや多重事故などの社会的影響が大きくなるリスクが想定される区間がある場合、当該区間がある高速道路に接続する高速道路上の最終給油所手前及び当該給油所以降の高速道路について、燃料切れを防止するための案内表示の整備等を推進すること。

### 【参考】

- 東北管区行政評価局行政苦情救済推進会議（令和 4 年 3 月 31 日時点）

行政に関する苦情事案への対応に民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立って、苦情の解決とともに、苦情の原因である行政の制度・運営の改善を図ることを目的として開催しています。

#### （構成員）

座長 齊藤 睦男 弁護士  
遠藤 恵子 公益財団法人せんだい男女共同参画財団評議員  
加藤 睦子 東北行政相談委員連合協議会会長  
神部 光崇 仙台商工会議所副会頭  
藤田 祐子 弁護士  
安野 賢吾 河北新報社防災・教育部部長

（注）令和 4 年 4 月 1 日に構成員が安野賢吾氏から古里直美氏（河北新報社防災・教育部部長）に交代いたしました。

## 別添資料

頁

資料 1-1 給油を促す案内看板の設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

資料 1-2 国土交通省プレスリリース「来年度までに 150km 超の GS 空白  
区間をゼロに」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

# 資料 1-1

## 給油を促す案内看板の設置状況

### ① 案内看板が設置されているもの（3か所）

#### i) 東北道下り線（NEXCO 東日本管理）

最終給油所（岩手山 SA）の手前 案内看板あり「最終給油所」



#### ii) 秋田道下り線（NEXCO 東日本管理）

最終給油所（錦秋湖 SA）の手前 案内看板あり「秋田方面最後の給油所」



#### iii) 磐越道下り線（NEXCO 東日本管理）

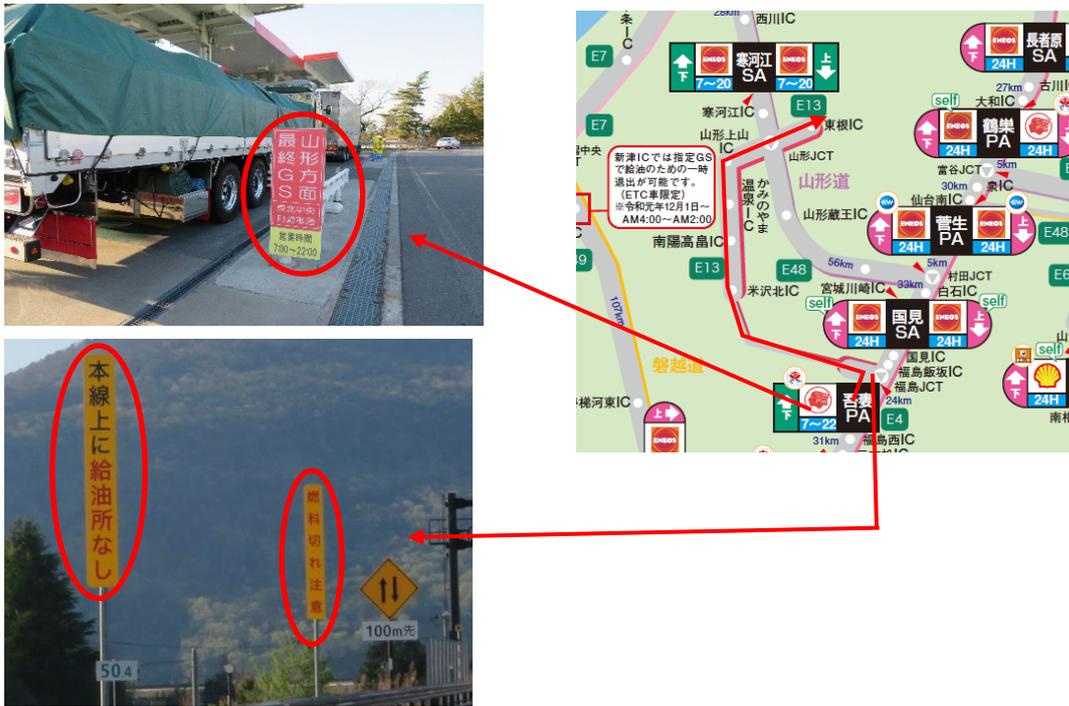
最終給油所（磐梯山 SA）の手前 案内看板あり「磐越道最後の給油所」

「次のガソリンスタンド 118km 先」



② 案内看板が設置されていないもの（6か所）

- i-1) 東北道下り線（NEXCO 東日本管理）から東北中央道下り線（福島JCT から米沢北 IC まで福島河川国道事務所管理、米沢北 IC から東根 IC まで NEXCO 東日本管理）  
 最終給油所（吾妻 PA）の手前 案内看板なし  
 ※ 東北道吾妻 PA 内に「山形方面最終 GS」の案内看板あり（給油所が設置）  
 ※ 東北中央道と接続する福島JCT に「本線上に給油所なし」「燃料切れ注意」の案内看板あり（福島河川国道事務所が設置）



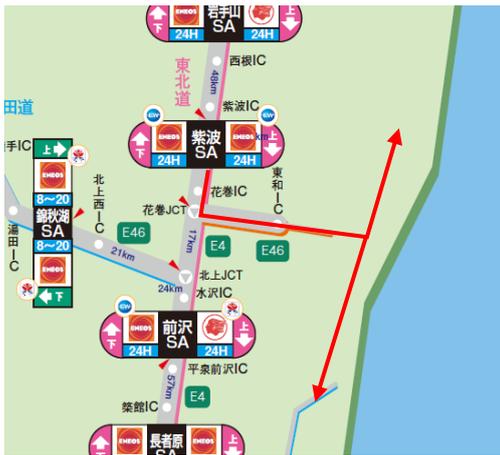
- i-2) 東北道下り線（NEXCO 東日本管理）から東北中央道上り線（福島河川国道事務所及び磐城国道事務所管理）、常磐道下り線（NEXCO 東日本管理）、仙台東部道路下り線（NEXCO 東日本管理）、三沼道下り線（仙台港北 IC から利府中 IC まで NEXCO 東日本管理、利府中 IC から鳴瀬奥松島 IC まで宮城県道路公社管理、鳴瀬奥松島 IC から八戸 JCT まで青森河川国道事務所、三陸国道事務所及び南三陸沿岸国道事務所管理）  
 最終給油所（吾妻 PA）の手前 案内看板なし



- ii) 東北道下り線 (NEXCO 東日本管理)から釜石道下り線(花巻 JCT から東和 IC まで NEXCO 東日本管理、東和 IC から釜石 JCT まで南三陸沿岸国道事務所管理)、三沿道上下線(青森河川国道事務所、三陸国道事務所及び南三陸沿岸国道事務所管理) 方面 最終給油所 (前沢 SA) の手前 案内看板なし



- iii) 東北道上り線 (NEXCO 東日本管理)から釜石道下り線(花巻 JCT から東和 IC まで NEXCO 東日本管理、東和 IC から釜石 JCT まで南三陸沿岸国道事務所管理)、三沿道上下線(青森河川国道事務所、三陸国道事務所及び南三陸沿岸国道事務所管理) 方面 最終給油所 (紫波 SA) の手前 案内看板なし



- iv) 東北道下り線 (NEXCO 東日本管理)から三沿道下り線 (利府 JCT から利府中 IC まで NEXCO 東日本管理、利府中 IC から鳴瀬奥松島 IC まで宮城県道路公社管理、鳴瀬奥松島 IC から八戸 JCT まで青森河川国道事務所、三陸国道事務所及び南三陸沿岸国道事務所管理)方面  
最終給油所 (菅生 PA) の手前 案内看板なし



- v) 山形自動車道上り線 (寒河江 SA から山形 JCT まで NEXCO 東日本管理)から東北中央道  
上り線 (山形 JCT から米沢北 IC まで NEXCO 東日本管理、米沢北 IC から福島 JCT  
まで福島河川国道事務所管理)方面  
最終給油所 (寒河江 SA) の手前 案内看板なし



vi) 常磐道下り線 (NEXCO 東日本管理)から三沿道下り線 (仙台港北 IC から利府中 IC まで NEXCO 東日本管理、利府中 IC から鳴瀬奥松島 IC まで宮城県道路公社管理、鳴瀬奥松島 IC から八戸 JCT まで青森河川国道事務所、三陸国道事務所及び南三陸沿岸国道事務所管理)

最終給油所 (南相馬鹿島 SA) の手前 案内看板なし



(注)1 ① i) ~ iii) の写真は NEXCO 東日本から提供を受け、当局が赤枠を付した。① i) ~ iii) 及び② i-1) ~ vi) の高速道路ガステーションマップは、「NEXCO 東日本ホームページ内 東日本ガステーションマップ」から入手し、当局が赤矢印を付した。また、② i-1) の写真は当局が撮影した上で赤枠を付した。

2 高速道路名の直後の( )書きは、道路管理者名である。

3 国土交通省管理区間は、無料供用区間である。

平成28年4月28日

国土交通省道路局

## 来年度までに150km超のGS空白区間をゼロに

～高速道路上のガソリンスタンド空白区間の解消に取り組みます～

- 来年度までに、150km超のガソリンスタンド空白区間ゼロを目指します。
- まずは、7月中旬までに、5つのIC（インターチェンジ）において、路外給油サービスを実施します。

平成28年4月現在、高速道路上のガソリンスタンド間の距離が100km～150kmの空白区間が61区間、150km超の区間が16区間も存在しています。全国の高速道路では、1日あたり約40件ものガス欠が発生しており、特に150km超の空白区間では、100km未満の区間と比べて、ガス欠率（※1）が約1.8倍にもなります。

昨年7月に国土交通省がとりまとめた「高速道路機構・会社の業務点検」においても、安全な走行に必要なサービス水準を確保するために、ガソリンスタンド空白区間の解消に積極的に取り組む必要があるとしたところです。

このような状況を踏まえ、今般、国土交通省と高速道路会社は、来年度までに150km超のガソリンスタンド空白区間をゼロにすることを目指すこととしました。

まずは、7月中旬までに、5つのIC（※2）において、高速道路会社が路外給油サービス（※3）を実施する予定です。来年度は、これらの効果検証を行いつつ、実施箇所を拡大していきます。

（※1）ガス欠率＝ガス欠件数/走行台キロ数

（※2）平成27年4月から実施している2つのICを含む。

（※3）指定ガソリンスタンドでの給油のため、指定ICから一時退出した場合には、目的地まで連続して走行した場合と同額とする料金調整を実施（長距離通減は継続）（ETC車限定（一部ICを除く。））

### <お問い合わせ先>

国土交通省 道路局 総務課 高速道路経営管理室 企画専門官 門間（もんま）

代表：03-5253-8111（内線37212） 直通：03-5253-8477

国土交通省 道路局 高速道路課 有料道路利用調整官 福原（ふくはら）

代表：03-5253-8111（内線38332） 直通：03-5253-8499

# ガソリンスタンド空白区間の解消について

- 来年度までに、150km超のガソリンスタンド空白区間ゼロを目指します。
- まずは、7月中旬までに、5つのインターチェンジで、路外給油サービスを実施します。

## ガソリンスタンド空白区間

100km-150km: 61区間

150km超: 16区間

※通常の利用が想定される経路で算定、平成28年4月1日現在



路外給油サービスの実施により、  
150km超区間が5区間解消

